

**平成23年度第3回建設局
指定管理者候補者選定委員会
配布資料一覧表**

- 会議次第、座席表、堺市泉ヶ丘プール指定管理者応募書類一式、
堺市泉ヶ丘プール指定管理者候補者審査表

【資料1】 応募団体概要

- 参考資料1 応募団体の財務状況について

【資料2】 面接審査の共通質問について（案）

- 参考資料2 平成23年度第1回委員会の資料4及び資料5

平成23年度第3回建設局指定管理者候補者選定委員会
会議次第

日時：平成23年10月5日（水）

午前9時00分から

場所：本館地下1階 大会議室（西）

1 開会

2 議事

- ・ 案件1 堺市泉ヶ丘プール指定管理者候補者選定に係る書類審査について
- ・ 案件2 堺市泉ヶ丘プール指定管理者候補者選定に係る面接審査の共通質問について
- ・ 案件3 堺市泉ヶ丘プール指定管理者候補者選定に係る面接審査について
- ・ 案件4 堺市泉ヶ丘プール指定管理者候補者の選定結果について

3 閉会

堺市泉ヶ丘プール指定管理者候補者審査表

委員 ④

条例に定める指定の要件等	審査項目	審査の視点	書類審査		面接審査	
			200点満点		200点満点	
			配点	採点	配点	採点
事業計画に関する事	(1) 事業計画が市民の平等利用その他の観点から適切なものであること。 (堺市公園条例第27条第3項第1号)	① 管理運営の方針(基本方針)が施設の設置目的、当該業務の目的を的確に認識したうえで具体的に示されているか。 ② 市民の平等利用や安全の確保等、当該業務において回避しなければならない事象(リスク)を具体的に認識したうえで、回避するための具体的な方策を講じているか。	25		55	
	(2) 事業計画を確実かつ安定的に実施するに足る経理的基礎その他の経営に関する能力を有すること。 (堺市公園条例第27条第3項第2号)	① 当該管理業務を行っていくために必要な経営資源(ヒト、モノ、カネ、資格・ノウハウ等)を具体的に認識しており、かつ、指定期間中を通じて、それらを確保する方策を講じているか。また、第三者委託計画は、適切か。 ② 事業内容に比べて、財務規模や組織体制は過小ではないか。また経営状況に問題はないか。 ③ 類似事業の実績はあるか。また、成果を挙げているか。	30			
サービスの内容に関する事	(3) 利用者の意思及び人権を尊重し、常にその立場に立ったサービスが提供できること。 (堺市公園条例第27条第3項第3号)	① 当該施設の利用者の特性及びニーズを的確に理解しているか。 ② 個人情報の保護の考え方や措置、情報管理体制が適切か。情報公開に関する考え方、取組姿勢が適切か。 ③ 人権尊重の考え方が適切か。 ④ 障害者や高齢者、子供などの利用に配慮した考え方が適切かつ具体的に示されているか。 ⑤ 利用者への情報提供、広報宣伝に関する考え方が適切かどうか。使用者の意見聴取と管理業務への反映について実現性のある具体的な方策をもっているか。	20		65	
	(4) 効果的かつ効率的な管理を実施できること。 (堺市公園条例第27条第3項第4号)	① 休業日、開館時間の考え方 ② 人員配置、人材育成の考え方、研修計画 ③ 利用料金の考え方 ④ 苦情対応の考え方 ⑤ 非常時対策	45			
効用・経費に関する事	(5) 施設の効用を最大限発揮させることができること。 (堺市公園条例第27条第3項第5号)	① 当該施設の設置目的を的確に理解し、具体的な目標を設定しているか。 ② 上記目的や目標を達成するための具体的な方策や工夫を講じているか。 ③ 具体性、実現性、独創性があるか。指定管理業務の確実な実行を踏まえた上での計画となっているか。	20		50	
	(6) 管理経費の縮減が図られること。 (堺市公園条例第27条第3項第6号)	① 費用低減に向けた具体的な対策や工夫を講じているか。 ② 収支計画は適切か。	30			
(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が定める要件 (堺市公園条例第27条第3項第7号)	① 障害者等就職困難者の雇用 ② 市内経済の活性化 ③ 地域振興、地域コミュニティの醸成 ④ 環境問題への取組	① 障害者等の就職困難者の雇用及び就職困難者に配慮した訓練機会の提供等についての考え方が適切かつ具体的に示されているか。 ② 市内業者の活用や地元住民の雇用等の市内経済活性化についての考え方が適切かつ具体的に示されているか。 ③ 地域団体、地域住民、NPOとの協働による取組等の地域振興や地域コミュニティの醸成についての考え方が適切かつ具体的に示されているか。 ④ 省資源、省エネルギー、リサイクルの推進等についての考え方が適切かつ具体的に示されているか。	30		30	
			小計	点	小計	点
			合計		点	

資料 1

応募団体概要

応募団体名	シンコースポーツ・山武共同事業体		ビッグスマイル	
構成団体	シンコースポーツ（株） 【代表者】	（株）山武	泉北興業（株） 【代表者】	近畿興信警備（株）
代表者所在地	大阪市西区西本町		堺市南区深阪南	
業務分担	管理・運営	設備維持管理	維持管理	警備監視
資本金	1億円	105.2億円	2000万円	1000万円
売上高	58.3億円	2192億円（連結）	4.6億円	0.8億円
従業員数	正社員330名 契約 180名 アルバイト1700名	5198名	正社員39名 非正社員22名	36名
業務内容	スポーツ施設総合管理等	制御機器製造 建物設計、総合管理等	土木・造園 ビル・公園等維持管理等	警備

○応募団体の財務状況について(参考資料)

【収益性】

①売上高営業利益率

一般管理費を含めた営業活動全体の利益率。数値が大きいほどよい状況。

	20年度	21年度	22年度
シンコースポーツ	1.3	2.9	2.0
山武	7.6	5.8	6.8
泉北興業	4.8	5.4	3.4
近畿興信警備	0.0	0.0	0.4

【健全性】

①流動比率

流動資産と流動負債の比率で、高いほど短期支払い能力があることを示す。一般的に200%以上が理想といわれている。

	20年度	21年度	22年度
シンコースポーツ	133.7	132.6	143.1
山武	204.4	216.7	251.0
泉北興業	6466.5	939.9	988.1
近畿興信警備	112.6	193.8	167.1

③固定長期適合率

固定資産投資の安全性を表す。一般的には80%程度が合格ラインといわれている。100%を超えると要注意。

	20年度	21年度	22年度
シンコースポーツ	62.8	58.0	72.6
山武	42.1	40.3	34.9
泉北興業	16.7	16.5	34.6
近畿興信警備	95.8	80.5	82.8

【財務体質】

①自己資本比率

総資産に対する自己資本の割合を表す。一般的に30%以上が理想といわれている。

	20年度	21年度	22年度
シンコースポーツ	9.5	15.4	16.9
山武	56.6	59.2	60.4
泉北興業	98.7	91.0	93.1
近畿興信警備	27.2	22.7	25.1

③固定比率

固定資産が株主資本(自己資本)でどの程度賄われているかを表す。数値が小さいほどよく、一般的に100%以下が理想といわれている。

	20年度	21年度	22年度
シンコースポーツ	322.3	167.1	262.3
山武	48.4	46.4	41.3
泉北興業	16.7	16.5	34.6
近畿興信警備	264.5	293.7	262.6

【効率性】

①総資本回転率

総資本に対する売上高の割合を表す。数値が大きいほど、資本効率が良いことを表す。

	20年度	21年度	22年度
シンコースポーツ	4.2	3.3	3.1
山武	1.1	1.0	1.0
泉北興業	0.9	0.9	0.7
近畿興信警備	2.0	1.6	1.8

②売上高経常利益率

営業活動のほか、営業外活動(財務活動や投資活動等)を含めた包括的な利益率。数値が大きいほどよい状況。

	20年度	21年度	22年度
シンコースポーツ	1.1	4.4	2.1
山武	7.3	6.0	6.8
泉北興業	9.9	5.7	3.9
近畿興信警備	0.3	0.2	0.2

②固定比率

固定資産が株主資本(自己資金)でどの程度、賄われているかを表す。数値が小さいほどよく、一般的に100%以下が理想といわれている。

	20年度	21年度	22年度
シンコースポーツ	322.3	167.1	262.3
山武	48.4	46.4	41.3
泉北興業	16.7	16.5	34.6
近畿興信警備	264.5	293.7	262.6

②負債比率

自己資本に対する負債比率の割合を表す。数値が小さいほどよく、一般的に100%以下が理想といわれている。

	20年度	21年度	22年度
シンコースポーツ	957.4	547.3	492.0
山武	76.7	69.0	65.6
泉北興業	1.3	9.9	7.4
近畿興信警備	267.0	341.0	298.5

②固定資産回転率

売上高と固定資産の比率で、固定資産が効率よく活用されているかを表す。数値は大きいほどよく、業種によって格差が大きいので、同業他社との比較は重要。

	20年度	21年度	22年度
シンコースポーツ	13.8	12.7	7.0
山武	3.9	3.6	4.1
泉北興業	5.2	5.7	2.2
近畿興信警備	2.7	2.4	2.7

面接審査の共通質問について（案）

○ 共通質問項目

- 1 プール監視業務は、アルバイトが中心になると思われませんが、その管理監督者の体制及びアルバイトの配置体制、アルバイトの人員確保の方法及び研修内容、日常業務でのアルバイトへの指示や現場での連絡方法等について説明してください。
- 2 第三者委託をどのような業務で行う予定であるのか、具体的に業務名と委託理由を説明してください。
- 3 指定管理者として地域との連携を行った事例があれば示してください。また、特に、指定管理者が主催した（主になって行った）事業・行事があれば、連携・協力団体、参加人数を含めて、示してください。

今回、その実績・経験を踏まえて、特に、実施していきたい事業はありますか。

(第1回委員会 資料4)
審査方法及び採点について (案)

1 採点による評価を行う選考

申請書類による書類審査(第1次審査)(9月下旬)及び面接審査(第2次審査)を踏まえての最終選考(10月中旬)のいずれについても、採点を行った審査表を評価材料として選考を行う。

2 採点(審査表の作成)について

書類審査(第1次審査)	200点満点×4人=800点満点
面接審査(第2次審査)	200点満点×4人=800点満点
合計	400点満点×4人=1600点満点

*書類審査(第1次審査)と面接審査(第2次審査)の合計点を最終点数とする。

3 採点を行う上での趣旨について

- (1) 採点については、自らがその施設の利用者であるという観点から行う。
※ その施設や、採点項目について専門知識を有する場合は、専門的な観点から判断し採点する。
- (2) 書類審査(第1次審査)の採点にあたっては、一部例外を除き、各採点者が申請書類等を読んだ上で持った印象に基づいて判断する。
※ 施設所管からは明確な判断基準等は原則として示さない。
- (3) 以上の趣旨で採点者は、審査表の全ての項目について採点を行う。

配点基準	満点	5	10	20	25	30	45	50	55	65
特に優れている (高度な能力を有している)		5	10	20	25	30	45	50	55	65
優れている (十分な能力を有している)		4	8	16	20	24	36	40	44	52
普通 (一応の能力を有している)		3	6	12	15	18	27	30	33	39
多少不十分 (多少能力が乏しい)		2	4	8	10	12	18	20	22	26
不十分(能力が乏しい)		1	2	4	5	6	9	10	11	13
劣っている(能力がない)		0	0	0	0	0	0	0	0	0

4 採点を行う上での目安について

- (1) 採点は、前述3-(2)のとおり、各申請書類から受けた印象を主なものとして判断するが、評価の目安として以下のような段階に分類し、評価を行う。

<面接審査(第2次審査)の方法等について>

1 審議内容

公募を行った施設に関し、書類審査(第1次審査)に合格した団体に対する面接を行い、最終的に指定管理者候補者を選考する。

2 スケジュールについて

団体のプレゼンテーション	} 第1次合格団体ごと繰り返す
質疑応答	
採点者の意見交換	
採点集計	
指定管理者候補者を選定	

3 面接審査について

(1) プレゼンテーション **10分**

各団体は、自由に自らの団体の紹介、過去の実績や事業計画についてのアピールを行う。

時間厳守とし、時間がくれば強制終了とする。

(2) 質疑応答 **30分程度**

各申請書類やプレゼンテーションの内容等に基づき、質疑応答を行うが、「共通質問項目」の質問は、どの団体に対しても行い、その後は各採点者が質問を行う。

時間がくれば、現在発言の方には、発言内容をまとめていただき、その後は委員長が状況に応じて進行する

4 各応募団体の面接出席者について

(1) 各団体の代表者又は責任ある役職者に出席を依頼する。

(2) 各団体の面接出席者は5名以内とする。

(3) 各団体から、事前に出席者についての報告をさせる。

(報告内容…団体名、氏名、役職、所属、連絡先)

(4) (1)～(3)については、面接団体が共同企業体等の場合も同様とする。

(第1回委員会 資料5)
 公募による指定管理者候補者の選定方法について

1 書類審査（第1次審査）

- (1) 応募書類の内容に関して、比較検討及び審議を深めるために、意見交換等を行った後、委員長を除く各委員の審査表の書類審査の採点を合計し、合計点の上位3団体を合格とし、面接審査の対象とする。
- (2) 合計点の上位から3番目の団体が複数ある場合は、その団体までを合格とし、面接審査の対象とする。
- (3) 応募が3団体以下の場合は、全団体を面接審査の対象とする。
 この場合、書類審査の採点合計は、面接審査当日に行うこととする。
- (4) 書類審査の日に委員が欠席した場合は、書類審査の合計点を800点満点に調整する。
- (5) 委員会の日欠席する委員は、各応募団体に対する意見を、書類審査の参考として、あらかじめ書面で委員会に提出することができる。
 委員長は、提出された書面を委員会当日、各委員に配付することとする。

2 面接審査（第2次審査）

- (1) 面接審査は、応募書類の提出順に行う。
- (2) 全ての団体の面接終了後、プレゼンテーション及び質疑応答の内容を踏まえ、比較検討及び審議を深めるために、意見交換等を行う。
- (3) 意見交換等の後に、委員長を除く各委員が、採点を行う。
- (4) 面接審査の日に委員が欠席した場合は、面接審査の合計点を800点満点に調整する。

3 指定管理者候補者の選定方法

- (1) 書類審査の合計点と面接審査の合計点を合計し、最終合計点が最上位の団体を指定管理者候補者と決定する。
- (2) 最終合計点が満点の60%以上に達した団体が無い場合は、適格者なしとする。
- (3) 最終合計点の最上位の団体が複数ある場合は、委員ごとに、書類審査と面接審査の合計点数が、最上位の団体を順位点2点、2番目の団体を順位点1点、その他の団体を順位点0点とし、その順位点合計が最上位の団体を候補者と決定する。
それでもなお、最上位の順位点合計が複数となった場合は、審議のうえ、委員会において、審査表中、特に重視する項目（複数可）を決定し、各委員のその項目の点数を合計し、最上位の団体を候補者と決定する。